

なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第五号

なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例

なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「五万六千円」を「七万七千六百元」に、「二万三千四百円」を「三万千八百円」に改め、同表に次のように加える。

備考 特定日（十二月二十七日から翌年一月六日までの日その他近傍同種の宿泊施設の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。）に宿泊室を使用する場合の使用料は、この表に定める金額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。